

平成 28 年 10 月 箱根町教育委員会会議 会議録

期 日： 平成 28 年 10 月 17 日（月）

場 所： 郷土資料館 学習室

出席者： 勝俣正志委員長、唐澤久雄委員、石田玲子委員、上野里佳委員、小林恭一教育長、川口將明教育次長、石川憲一学校教育課長、安藤正博生涯学習課長、矢田康秀生涯学習課副課長、関野友人学校教育課副課長、湯浅誠学校教育課庶務係長、柳下嘉克学校教育課庶務係副技幹

欠席者： なし

〔開会前〕

学校教育課長

会議に先立ち、本日の会議進行等についてご説明させていただきます。勝俣委員の委員長任期は、平成 28 年 10 月 16 日までであります。その後任を決める選挙が本日の議事日程第 1 であります。

よって、現時点では委員長ポスト・職務代理者ポストの両方が不在ということとなり、その場合の取扱いは「箱根町教育委員会会議規則第 2 条」に「委員長が事故あるとき、又はかけたときは、前任の委員が委員長の職務を代理する」と規定されておりますので、本日、最もベテランの委員である唐澤委員に、委員長が決定するまでの間、委員長職務代理者として本日の会議進行役をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

唐 澤 委 員

課長から説明のあったとおりでありますので、私の方で会議を進行させていただきます。

議 事：

会議次第 1. 開会【午前 10 時 00 分】

唐 澤 委 員

それでは、委員会会議を開会します。

まず、最初に本日新たに教育委員に就任されました上野委員から一言ごあいさつを頂戴したいと思います。

上 野 委 員

〔新任のあいさつ〕

会議次第 2. 前回会議録の承認について

唐 澤 委 員

前回会議録の承認についてですが、委員の皆さんよろしいですね。〔箱根町教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき作成した H28. 9. 30 の会議録が承認され、署名終了。〕

会議次第 3. 教育長等諸報告について

(1) 教育長あいさつ

唐 澤 委 員

まず初めに教育長あいさつから、お願いします。

教 育 長

これから予算の関係があります。ICT の活用をどうしていくのか考えて行かないと無理があります。来年度道德、そして次の年には教科

書採択がありますので、電子教科書が入ってくる予測をしています。その折に電子教科書が入ります。今まで教育長会議や色んな所に出ているのは、タブレットは入れたけど、うまく活用できていない。今回の「箱根の風」にも書きましたが、そのタブレットの使い方が一般社会の使い方と学校教育の使い方と違っていると思います。それを一般社会で使っているようなタブレットの使い方をさせようとするからうまく使えない。つまり、学校教育というのは、積み重ねでやっている社会である。1年でやったことを前提に、2年生の積み重ねがあって、その積み重ねの中でどう情報を得て、活用して行くのかという使い方をタブレットにしていけないと無理がある。もうひとつは、個別にドリルをやるワークを学校の中でやるのは違う。一般社会はアプリがあって、その情報があって、自分に合った情報を取得して終わる。だから、情報の取り方が違う。一般社会は完結型で積み重ねる。その積み重ねの情報をどう与えていくのかということをしなければならぬ。もうひとつは、タブレットを渡した場合に教員がドリル的なものにただ使うのだったら、やる必要はない。だから、その部分で11月21日のタブレットの活用授業をやります。もしよろしければ11月21日の仙石原小学校の渡辺がやりますので、見に来ていただいて、予算だとか活用方法を皆さんで考えていただきたい。頭にそのようなイメージで見ただけであればありがたいです。だから、観光学習でやりますよという話をしています。

皆さんも、自分の手を怪我して指があったという感じを持つと思いますが、学校も同じです。そのあたりを校長に話していこうと思いますが、間違ったことを間違えて初めて自分の学校の特性を知ることができる。間違ったことを何で間違ったのか。「うちの子は出来ないな」というやり方をやると前に進まない。誤ったことや間違ったことをしっかりと受け止めて、それを自分の学校の特徴ととらえて、それをどうするのか。良いことをどう伸ばしていくのかをやらないと学校の教育は成り立っていかない。4月からやり始めていますが、もう少し時間が必要かなと思っています。人間誰しもそうですが、55%良いことあると良い人、50%切ると「あの人は・・・」、大体良いことと悪いことが拮抗している。だから良いことを伸ばしながら、間違ったことをどう補正していくのかという教育をこれから小・中一貫でしっかりやっていかないと付いていかないと考えています。

今日から、新たに上野委員、正志委員が新たなことで教育委員になりました。色々な意見を聞きながら箱根教育を邁進していきたいと思っています。丁度良い機会ですので、いつも新たな教育委員の方にルールをお話していますが、ここの場所で生徒指導や個別の名前が出てきます。学校状況が出てきます。それは個人情報として扱われますので、ここの場でやったことについては、公表は避けてもらいたい。もうひとつは、微妙な問題で生徒指導の他に、今日町長が話した全国・

県学力学習状況調査の結果が公表されます。ある部分は公表しますが、その数字の扱いについては、文科省は生の形で出さないでいただきたいと言っています。県としては、市町村のデータは出しますが、各学校のデータは出しません。町としては、全体的に見て、その分析をホームページに載せます。もうひとつは、教育委員になると、地域や学校で色んな話を耳にしたいと思います。それをこの場で、「これはどうなっているのですか」と問いかけてください。是非アンテナを高くして拾いながらこの場に出してください。これから1年よろしくお願ひします。

唐澤委員 はい、ありがとうございます。次に謝辞及び報告事項をお願いします。

学校教育課副課長 [謝辞及び報告事項を資料に基づき行った]

唐澤委員 はい、ありがとうございます。皆さんから何かありますか。

全委員 ありません。

会議次第 4. 議事

日程第1 委員長の選挙について

唐澤委員 それでは議事に入ります。日程第1「委員長の選挙について」を議題とします。この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定に基づき委員長の任期は原則1年となっておりますので、本日、10月17日から来年の10月16日までの任期の新委員長を決定するための選挙です。

事務局より、委員長選挙の方法等について説明をお願いします。

学校教育課長 では、選挙について説明させていただきます。委員長の選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に「教育委員会は、教育長を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。」と規定されており、選挙の方法については箱根町教育委員会会議規則第1条に「委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者（その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定める者）をもって当選人とする。」と規定されています。何か選挙について、ご質問等はございますか。

それでは、投票用紙をお配りいたしますので、どなたか1名の氏名をご記入いただき、投票をお願いいたします。

学校教育課副課長 [投票用紙配付] 投票箱の中が空であることをご確認ください。

学校教育課副課長 [投票箱持ち回り／各委員が投票] ただいまから、開票いたします。

学校教育課長・学校教育課副課長 [投票用紙開票・集計]

学校教育課長 集計が終わりましたので、結果を発表いたします。有効投票5票、無効投票0票でございます。結果につきましては、勝俣正志さんが4票、石田玲子さんが1票です。以上の結果、勝俣正志さんが委員長に当選されました。

教育長 大変お忙しいとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

勝 俣 委 員 ただいま、委員長選挙におきまして、私が委員長就任を仰せつかったわけですが、全力で委員長の職に取り組んでまいりたいと思いますので委員の皆さんのご協力をいただきますよう、お願いいたします。

全 委 員 よろしくお願いいたします。

会議次第 4. 議事

日程第2 委員長職務代理者の選任について

委 員 長 それでは、次の日程第2の「委員長職務代理者の選任について」を議題といたします。委員長職務代理者の選任について、事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長 委員長職務代理者の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に「委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けるときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」と規定され、箱根町教育委員会会議規則第2条に「委員長が事故あるとき、又は欠けるときは、前任の委員が委員長の職務を代理する。」と規定されております。つきましては、唐澤委員さんが前任の委員となりますので、唐澤委員さんが委員長職務代理者に該当されます。

任期につきましては、委員長と同様、本日の10月17日から来年の10月16日までとなります。

委 員 長 事務局から説明がありましたとおり、唐澤委員が委員長職務代理者に該当するとのことですので、唐澤委員、委員長職務代理者をお願いいたします。一言、ごあいさつをお願いします。

唐 澤 委 員 それでは、委員長職務代理者として、その任にあたりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委 員 長 よろしく申し上げます。

会議次第 4. 議事

日程第3 議案第18号 箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について

委 員 長 それでは、日程第3の議案を始めてください。

学校教育課副課長 〔議案第18号朗読〕

庶 務 係 長 〔議案第18号箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について説明した〕

委 員 長 何か、質問等ありますか。

委 員 はい、結構です。

会議次第 5. 協議事項について

委 員 長 それでは、協議事項はありますか。

学校教育課長 特にありません。

会議次第 6. 報告事項について

(追加) 恵明学園の温泉幼稚園移転について

- 委員 長           それでは、報告事項はありますか。
- 教育 次 長       現在の所は、今の条例改正等行政の準備をしているところです。
- 委員 長           はい、わかりました。文化活動発表会でも、洞爺湖に行った恵明学園の生徒が自信を持って発表していました。

会議次第 6. 報告事項について

(追加) 箱根中学校施設長寿命化改良工事基本設計案について

- 委員 長           それでは、報告事項はありますか。
- 庶務係副技幹     〔箱根中学校施設長寿命化改良検討委員会に提示する基本設計3案及び計画作業工程について説明した：図面回収〕
- 教育 長           検討委員会で諮り案が選定されますが、その案に対して教育委員の意見を取り入れながら、修正していきたいと思います。頭の中は30年後の子ども達にどうあるべきなのか頭において、論議していただきたいと思います。副町長は、「この中学校に入って良かった」と思えるようにしてもらいたいと言っていました。10月27日に第2回の検討委員会が開催されて、3案が公表されることとなりますので、10月27日には教育委員にも郵送させていただきます。
- 教育 次 長       生徒、保護者及び教員のアンケートの結果が出ていますが整理されていないので、整理されたものを併せて送らせていただきます。
- 委 員 員           基本的な考え方として、北棟は一般開放するとなると家庭科室は1階の方が良いと思います。エレベーターは2階までは必要です。
- 箱根教育の中で読書推進をしていますので、今の図書室は奥まった所で暗いです。これでは利用者数が伸びません。子ども達の利用を考えると1階にあった方が良いと思います。地域開放の図書館機能の役割を果たすためにも1階に持ってきた方が良いと思います。
- 教育 次 長       地域開放のコンセプトが取れていません。日中も使えるのか、夜間のみなのか、安全面はどうするのか、大きな課題として残っていますので、意見を頂いて整理をしなければなりません。
- 学校教育課長     既存のA棟のエレベーターでB棟の2階までは行けます。今後のメンテナンスを考えたものが第3案となっています。
- 教育 次 長       費用の面については、本来費用の多い少ないを出すべきという意見もありましたが、内容面でいこうということになりました。費用は後程出していきます。
- 庶務係副技幹     エレベーターの計画は共用できる場所は共用して行く計画です。管理部門と一般教室部門の区分けができなくなるデメリットはありますが、共用できるという形で第3案はあります。
- 委 員 員           一般開放をどこまでするかによると思います。やっぱり将来的な高齢化の中でどんな風な絵を描くのか。町として、どこまでいくのか大

きくかかってくると思います。図書室が2階であっても将来的な高齢化社会に対応するような施設として考えるならエレベーター施設は欠かせないものですね。だから町の基本的な考え方によります。

教 育 次 長 一般開放の部分が決まっていないというのは大変失礼でしたが、公民館機能でいうと中学校の近くに社会教育センターがありますが、そういった機能を学校に求めるのかという争点もありますし、何を求めるのか決めておかないと、あれもこれもと取り入れることはできません。まずは、今第1案の一般開放の入口が左側にありますが、当初は右側にありました。場合によっては、入口は後付けになるのではないかと思います。コンセプトを決めなければならないので、委員さんの中でも議論になるのではないかと思います。学校側でもむやみな開放は管理上難しいので、導線を切れるようにウとか考えなければならないと思っています。

教 育 長 少子化になればなるほど、地域の人とどう触れ合っていくのかを考えていかないと地域が成り立っていかない。少子高齢化になった場合に子ども達が高齢社会の中でどう生きて行くのかを考えていかないと子ども達が出て行ってしまふ。社会教育の免許を取った時に教育施設の一般開放の論文を書きました。その折に、山梨県の石和で学校と社会教育の施設を作りましたが、間仕切りをして、これでよいのかと聞いたら、学校が主体で予定表を作っていました。図書室は両者が入って来てもよい状態にしました。小学校の子どもが市民と一緒に本を読んでいる。これから少子高齢化になればなるほどそういうことをしていかないと、高齢者が触れ合うところが無くなって元気がなくなってしまう。どんなことをしても中学校に図書室と家庭科室、パソコン室を入れていかなければならない。そういう機能を持たせないと社会教育施設は手が出ません。図書室や家庭科室は最終的に地域の人と共に使えるようにしていかなければならない。だから家庭科室に大きな二つ棚があったとすると、一般開放のものと別になっていました。それがいいのかは分かりませんが、先の社会を見据えていかないと無理がある。どんな意見であっても解決の糸口はあります。言わなければ現状のままです。人が何か言えば誰かしらアイデアが出てきます。

委 員 今の時代は天候にしる、想像ができない状況が多い。住民の避難場所は、まず学校ですよね。そういう部分も考えていくことが大事である。今までの公民館の在り方も変えていかなければならない。

教 育 長 町長も「学校を無くしたら地域が持たない」と言っています。学校があるからそこに人が来て、「木を植えましょう」とか、「木を伐りましょう」とかなるわけです。それが無くなったら、他所の地域の学校には行きません。分離型をやっていますが修繕しなければいけない部分が一杯あります。それでもお金かけなければいけないと思っています。文科省も分離型を認めていますので、それでやらしてもらいます。湯本小学校が、人数が少なくなってきました。廃校にした場合に湯本の

人はどうしますか。小田原と合併の話が出てきます。そうすると湯本の地域がなくなります。5人、7人の新1年生が入ってきても対応できる教育体制を整えなければならない。小田原の学校に行くのもいいかもしれない。だけど、そうなった時に地域がバラバラになります。話ができなくなります。今は運動会とかで集まって話ができます。教育懇話会の中でも、この話をしていかなければなりません。

委員 先日の小学校体育大会でも地域の子どもの数がかなり少なかった。将来的に考えていかなければいけない。

教育長 かなり難しい運営をしなければいけない部分もあります。頭の中を綺麗にリストラして、全く新しい物を構築していこうと思います。そうすると地域や公民館が引っかかってきます。安易な物の考え方ではできません。

委員 地域の学校に集まってお茶を飲みながら話したり、孫の姿を見たり、話をする場所があるのは夢がある話です。これからはそういうことが大事です。

教育長 昼間の部分をどう開放できるのかということが一番のコンセプトに持ってこないといけない。夜の開放だけの会議室だけなら要りません。小・中一貫の関係で小学校5・6年生が、中学生と一緒に授業ができるような場所もこの中に取り入れていきたいです。新しい図面ができましたらお渡ししますので、御家族と話し合っていただけたら幸いです。夢を語りましょう。

会議次第 7. 連絡事項

(1) 教育懇話会について

委員長 それでは、連絡事項をお願いします。

学校教育課副課長 [資料1に基づき、教育委員に教育懇話会への出席依頼をした]

会議次第 8. その他

(1) 次会会議への付議事項について

委員長 次会への付議事項はありますか。

無いようでしたら、次会会議は11月30日(木)の午後2時00分から、そして12月の定例会は12月16日(金)の午後1時00分から予定したいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議次第 9. 閉会【午前11時40分閉会】

委員長 その他無いようでしたら、これで閉会とします。

